

— 社会保障部だより —

平成26年9月10日発行 岡山県医師会報第1389号【問18】在宅患者訪問診療料（同一建物居住者の場合）P38、39頁について（1）国保解釈の回答を以下のとおり訂正させていただきます。

- ⑥ 例1（死亡者と同一建物・同一日にその他1人）
両者とも〔1〕の833点の算定となります。但し、~~同一建物居住者~~ですので別紙様式14の記載要領をお願いします。
- ⑦ 例2（死亡者と同一建物・同一日にその他2人以上）
死亡者は〔1〕の833点、その他は〔2〕の103点又は203点。
但し、~~どちらも同一建物居住者~~ですので在宅患者訪問診療料2を算定する場合は別紙様式14の添付記載要領をお願いします。
⑥と⑦について別紙様式14にコメントをお願いします。

※在宅患者訪問診療料1の算定となる場合には別紙様式14の添付の必要はありません。訪問診療を実施する要件として訪問時間、場所等を診療録に記載することとなっています。